

OBD検査システムID等の取扱いについて

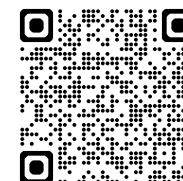
参考資料6

- OBD検査システムへのアクセスは、セキュリティ確保のため関係者に限定
- アクセスに必要となるID等の管理については、事業者の責任において実施するよう通達
- システムを不正利用した場合、法に基づき拘禁刑等に処される可能性

ID等の取扱い

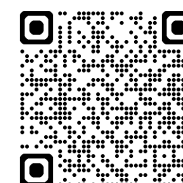
- ・OBD検査システムID等の取扱いは、以下通達に従うこと

「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」(令和6年3月28日付け国自整第267号)



- ・その他、OBD検査等の取扱いについては、以下通達に従うこと

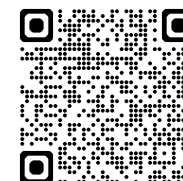
「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)



不正アクセス防止に関する周知

- ・不正アクセス防止を呼びかけるため、チラシ等を作成(別添参照)

(チラシへのリンクはこちら) <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001840541.pdf>



犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査利用システムのIDを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。

※ IDを他者に使用させた場合、
その認証工場のIDは剥奪されます。

